

阪神・淡路大震災の教訓

建築物による被害

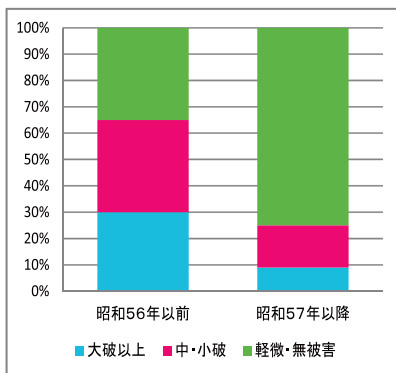
阪神・淡路大震災では、建物内部における家具の転倒や天井落下による負傷者が発生し、それらが人々の避難を困難にさせました。また、地震の発生時刻が朝方であったこともあり、路上における人的被害は少なかつたものの、発災時刻によっては、路上での家屋等の転倒や落下による被害の可能性があったと指摘されています。

現在の耐震基準は、昭和56年の建築基準法の改正に伴って導入された「新耐震基準」に基づいていますが、阪神・淡路大震災では、この耐震基準が導入された以前に建築された家屋（旧耐震基準）の被害が大きかったことが分かっています。左表のとおり、昭和57年以降の建築物では、大破及び中・小破の被害があつたものが全体の25%であつたのに対し、昭和56年以前に建築したものは全体の65%に達しています。

家屋の耐震化について、あいち防災リーダー会が様々な行事で「耐震相談室」の看板を掲げ、相談対応をしています。相談は無料で、耐震化アドバイザーの方々に対応をしています。

耐震相談室の看板をご覧になった方は、相談してみたいかがでしょうか。

表<建築年別の被害状況>
(阪神・淡路大震災による)



(平成7年阪神・淡路大震災建築震災調査委員会中間報告より)

●あいち防災リーダー会による家具固定方法の説明と耐震相談(ライフガードTEC2014にて)

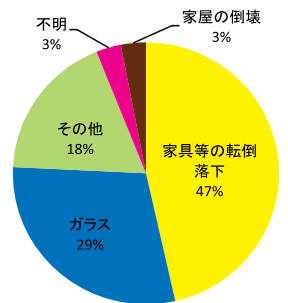


左下の図は、阪神・淡路大震災時の負傷原因を表したものです。家具とガラスが負傷の原因の大半を占めており、家具の固定やガラス飛散防止等を事前に行う必要がある事を示しています。

高齢者のみが居住する世帯や障害者等が居住する世帯などを対象に、家具転倒防止器具等の購入費用の一部補助、家具転倒防止器具の取付補助を行っている市町村もあります。ぜひ、お住まいの市町村のHPをチェックしてみてください。

負傷原因の7割が家具とガラスによるもの!

図 内部被害による怪我の原因



日本建築学会「阪神淡路大震災住宅内部被害調査報告書」より

震災とボランティア

阪神・淡路大震災の発生後、数多くのボランティアがその救済や復興のために活躍しました。特に、社会人や学生がボランティアとして参加し、被災者のニーズに柔軟に対応したことが大きな特徴でした。震災が発生した平成7年は「ボランティア元年」と呼ばれ、ボランティアが注目されたことにより、多くが任意団体であった既存のボランティア団体の立場を強化すべきという声が高まり、「NPO」として法人格を付与することが検討され、「特定非営利活動促進法(NPO法)」が平成10年に成立しました。

愛知県とボランティアの関係性について、県は、災害時におけるボランティア活動を円滑に推進するために重要となる、平常時からの顔の見える関係づくりとネットワーク化の推進を図ることを目的として、ボランティア団体等と「ボランティアの受入体制の整備とネットワーク化の推進等に関する協定」を締結しました。この協定団体で構成する「防災のための愛知県ボランティア連絡会(構成団体数は平成26年11月時点で15団体)」を平成10年度に設置しました。さらに、「あいち防災フェスタ・防災&ボランティアフォーラム」などのイベントを共催するなど、平時からボランティア団体等との連携強化に努めています。

また、毎年実施している県の総合防災訓練の際には、ボランティアの方々がその能力を十分に発揮できるように広域ボランティア支援本部の立上げ訓練等を行っています。その他、ボランティアの資質向上や活動支援のために、平成8年度からのボランティアコーディネーター入門講座の修了者に対する「フォローアップ講座」を平成9年度から開催するとともに、平成20年度からは更なる向上をめざすための「レベルアップ講座」を追加して実施しています。

防災とボランティア週間 講演会

「阪神・淡路大震災」の発生を踏まえ、1月15日から1月21日までを「防災とボランティア週間」とし、災害時におけるボランティア活動及び自主的な防災活動の普及のための講演会、講習会、展示会等の行事を実施しています。

今年度は、愛知県では津島市、(一財)地域社会ライフプラン協会と「防災とボランティア週間」講演会を開催します。ぜひ、ご参加ください。

- <テーマ> 阪神・淡路大震災から20年
～未来に向けて、今私たちができること～
- <日時> 平成27年1月17日(土) 午後1時30分～午後4時
- <場所> 津島市生涯学習センター(津島市荻原町字椋木5番地)
- ・講演①「迫り来る地震・津波災害 ～正しく知って、正しく備える～」
講師：田所敬一氏
- ・講演②「災害ボランティアの果たした役割と今後の課題～ボランティア元年から20年を迎えて～」
講師：栗田暢之氏
- <参加対象者> 一般県民、災害ボランティア関係者、関係行政職員等(定員470名)
- <参加費> 無料 ※要事前申込み
- ※お問合せは、愛知県防災局防災危機管理課へ(電話 052-954-6190)



田所敬一氏
(名古屋大学大学院環境学研究所 地震火山研究センター准教授)



栗田暢之氏
(特定非営利活動法人レスキューストックヤード代表理事)

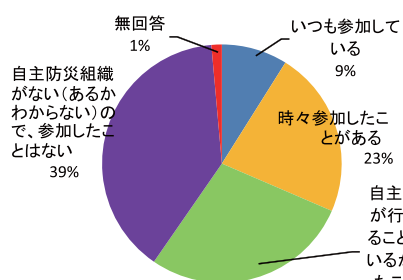
県民意識調査結果より

全国1位の活動カバー率、しかし実態は・・・

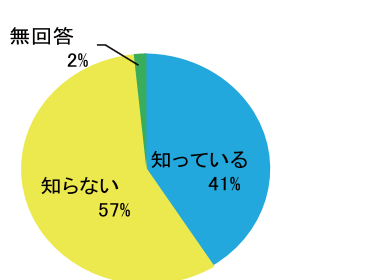
平成25年版消防白書によると愛知県の自主防災組織活動カバー率(全世帯数のうち、自主防災組織の活動範囲に含まれている世帯数の割合)は95.0%(全国第1位)となっています。

しかし、愛知県が平成25年度に実施した「防災(地震)に関する意識調査」の結果によりますと、住まいの地域に自主防災組織があるかどうかを「知らない」人は約6割、地域の自主防災活動に参加経験ある人の割合は、約3割強であり、自主防災組織の育成や、コミュニティの形成など、自主防災組織の活性化が課題となっています。

Q あなたは、自主防災活動に参加したことがありますか?



Q お住まいの地域に自主防災組織があるか、知っていますか?



平成25年度「防災(地震)に関する意識調査」より

自主防災組織とは、地域住民が協力・連携し、災害から「自分たちの地域は自分たちで守る」ために活動することを目的に結成する組織のことです。自主防災組織は、地域の危険箇所の把握、防災資機材の備蓄や防災訓練の実施など、日頃から災害に対する備えを実践するとともに、災害時には、初期消火や災害時要援護者への支援といった災害による被害を最小限に食い止めるための活動を行います。「共助」の役割を十分に担えるよう、日頃から、地域の人々と防災活動に取り組みましょう。

阪神・淡路大震災では、地震によって倒壊した建物から自力で脱出できなかった人の約8割が、家族や近所の住民等により救出されたことが分かっています。

これは、自助・共助による救出が多くみられたことと同時に、行政が全ての被災者を迅速に支援することが難しいこと、行政自身が被災して機能が麻痺してしまう「公助の限界」が明らかとなったことを示しています。阪神・淡路大震災後には、このような状況を前提として、地震から自らを守る「自助」はもちろん、近隣の人々が助け合う「共助」の強化を図るべきであるといわれるようになりました。共助の1つの方法として、自主防災組織があります。

自主防災組織について

自主防災組織とは、地域住民が協力・連携し、災害から「自分たちの地域は自分たちで守る」ために活動することを目的に結成する組織のことです。自主防災組織は、地域の危険箇所の把握、防災資機材の備蓄や防災訓練の実施など、日頃から災害に対する備えを実践するとともに、災害時には、初期消火や災害時要援護者への支援といった災害による被害を最小限に食い止めるための活動を行います。「共助」の役割を十分に担えるよう、日頃から、地域の人々と防災活動に取り組みましょう。